

但馬青少年本部長表彰要綱

(趣旨)

第1条 地域で、日常、地道にしかも他の模範となるような活動を展開している青少年、青少年指導者及び青少年団体・グループ等（以下、「青少年等」という。）を表彰し、その活動の更なる飛躍を期待するとともに、住民への周知を図り青少年健全育成活動の意識が高まる契機となることを願って、この事業を実施する。

(主催)

第2条 この事業の主催は、但馬青少年本部とする。

(表彰の対象)

第3条 この表彰は、但馬地域に居住または活動母体を有し、継続的に3年以上活動している、以下の個人または団体・グループを対象として行う。

- (1) おおむね6歳以上30歳未満の青少年、または大部分が30歳未満の青少年によって構成されている団体・グループ
- (2) 青少年の育成指導に携わっている指導者、または団体・グループ

(表彰の件数)

第4条 1年度につき、概ね5件程度とする。

(表彰の分野及び基準)

第5条 表彰の分野及び基準は、次のとおりとする。

| 表彰の分野 | 基 準 |
|-------------------|---|
| 福 祉 | 児童、老人、心身障がい者に関する福祉問題など、地域の福祉向上のために活動を行っている。 |
| 環 境 | 自然保護、環境浄化・美化、また省資源・エネルギー問題など住みよい地域づくりのために活動を行っている。 |
| 文 化 | 地域の伝統文化の継承・振興、新しい地域の文化の創造など、地域の文化向上のために活動を行っている。 |
| 地域おこし | 地域住民のふれあい活動（まつり、スポーツ、レクリエーションなど）また異世代交流活動など、地域の活性化・連帯づくりのために活動を行っている。 |
| 社会参加 | 地域社会への参加活動（各種地域での取り組み、ボランティア活動など）に積極的に取り組んでいる。 |
| 国 際 | 国際的な協力活動、国際理解を深める活動、地域の国際化を図る活動に取り組んでいる。 |
| 地域課題 | 各種の地域課題の解決に向けた活動に積極的に取り組んでいる。 |
| ス ポ ー ツ | 各種のスポーツ分野で顕著な成績を修める。また、その地域のスポーツ向上のために尽力している。 |
| そ の 他 青少年の健全育成 | 上記以外で、この事業の趣旨からみて表彰することが適当と思われる顕著な活動を行っている。 |

(被表彰者の推薦)

第6条 この表彰の対象となる青少年等の推薦は、但馬青少年本部長（以下、「本部長」という。）から推薦を依頼された者が別紙様式1により行うものとする。

(本部長から推薦を依頼される者)

第7条 但馬管内の市町長及び但馬青少年本部構成団体の長。

(被表彰者の選考)

第8条 本部長は、関係団体代表等で選考委員を組織し、選考し決定する。

(選考委員)

第9条 前条の選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 但馬青少年本部長
- (2) 但馬青少年本部副本部長（2名）
- (3) 但馬青少年本部事務局長

(選考結果の発表)

第10条 選考の結果は、決定後、速やかに第6条の推薦依頼者に通知する。

(表彰)

第11条 表彰は、但馬青少年本部事業において、本部長が表彰状を授与して行う。
被表彰者には、本部長より表彰状並びに記念品を授与する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。